



令和5年1月21日

各位

### 自治会館使用料改定の件

ニュータウン茅ヶ崎自治会会長 大野泰伸  
担当副会長 宮本武

1、理事・役員の承認を得られたため、自治会館使用料を令和5年3月1日使用分から以下の通りに改定します。

#### 2、改定理由

(1) 複数時間帯を連続して利用する場合の料金体系が曖昧であったため今般明確に定めるとともに、1つの時間帯のみの使用料についても改定する事とした。

使用時間帯 (1 コマ)	使用時間帯 (1 コマ)	使用時間帯 (1 コマ)
午前9時~12時	午後1時~午後5時	午後6時~午後9時

※各時間帯の範囲は上記の通りとして、時間帯区分を『1コマ』として計算する。

(2) 使用料は全体的に値下げをします。

(3) プレイルームについては十分なスペースが確保できないため無料とする。

(4) エアコン代については従来通り変更なし。

#### 3、新使用料の明細

単位 円

	多目ホール・サロン共通			エアコン代*		
	新料金	旧料金	減額	新料金	旧料金	減額
1コマ	300	600	-300	200	200	0
2コマ	500	1,200	-700	400	400	0
3コマ	700	1,800	-1,100	600	600	0

※エアコン代は使用の有無に拘らず、夏季(7~9月) 冬季(12~2月)に適用